

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大台町は、軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

大台町長

公表日

令和4年6月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務
②事務の概要	<p>軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点で軽自動車等の主たる定置場を大台町内に有する所有者等に対して課税する地方税である。</p> <p>大台町は、上記に関する事務において、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等の規定に従い、特定個人情報を以下の事務において取り扱う。</p> <p>①申告書受付事務 ②当初賦課事務 ③賦課更正事務 ④調査通知事務 ⑤窓口事務</p> <p><中間サーバーにおける事務の内容> 情報提供ネットワークシステム、番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)(以下「番号連携サーバ」という。)とデータ受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会や提供等の業務を行う。</p>
③システムの名称	宛名・口座システム、軽自動車税システム、番号連携サーバ、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名・口座特定個人情報ファイル (2)軽自動車税特定個人情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条第1項 別表第一の16の項・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ・なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない)</p> <p>【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の27項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第20条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3781
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	税務課 519-2404 三重県多気郡大台町佐原750番地 0598-82-3784

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]
いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点
＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]
＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 1. 番号法第19条7(特定個人情報提供の制限)及び別表第二(第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの。27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第20条	(別表第二における情報照会の根拠) 1. 番号法第19条7(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの。27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第20条	事後	法令名の記載誤りを修正
	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	税務課長 竹上 正彦	税務課長	事後	人事異動に伴う修正
	II しいき値判断項目 1. 対象人数の時点	平成27年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	II しいき値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成27年7月1日時点	平成30年12月1日時点	事前	
	IVリスク対策	【様式変更に伴う記載内容追加】	IV全体を新たに記載	事前	
令和4年6月1日	評価書名	軽自動車税賦課に関する事務 基礎項目評価書	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務 基礎項目評価書	事後	評価の再実施(R4.6) 標題の修正
令和4年6月1日	個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	大台町は個人住民税賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	大台町は、軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	事後	評価の再実施(R4.6) 語句の修正
令和4年6月1日	特記事項	—	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。	事後	評価の再実施(R4.6) 新規追加
令和4年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称	軽自動車税賦課に関する事務	軽自動車税(種別割)の賦課に関する事務	事後	評価の再実施(R4.6) 標題の修正
令和4年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	地方税法等の法律に基づく、以下の軽自動車税賦課に関する事務は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い特定個人情報を取り扱う。 【申告書受付事務】 二輪の小型自動車については、運輸支庁・自動車検査登録事務所等申告を受け付けた情報入手する。 ・軽二輪、軽三輪、軽四輪、雪上走行用、被牽引車両については、軽自動車検査協会(全国軽自動車協会連合会)で申告を受け付けた情報入手する。 ・原付、小型特殊については、町で申告を受け付ける。 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要 ・課税保留、課税免除、減免の申請を受け付ける。 【当初賦課事務】 ・賦課期日時点で課税対象となる車両を特定し、当初賦課額決定を行う。 ・該当車両の納税義務者に対して納税通知書を作成し、送付する。 【賦課更正事務】 ・当初賦課以降に賦課期日以前の軽自動車申告を受領した場合や、課税保留および減免の申請があった場合は、賦課した税額を変更する。納税通知書または税額変更通知書を作成し、納税義務者へ送付する。	軽自動車税(種別割)は、毎年4月1日時点で軽自動車等の主たる定置場を大台町内に有する所有者等に対して課税する地方税である。 大台町は、上記に関する事務において、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)等の規定に従い、特定個人情報等を以下の事務において取り扱う。 ①申告書受付事務 ②当初賦課事務 ③課課更正事務 ④調査通知事務 ⑤窓口事務 ＜中間サーバーにおける事務の内容＞ 情報提供ネットワークシステム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)(以下「番号連携サーバー」という。)とデータ受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会等の業務を行う。	事後	評価の再実施(R4.6) 記述の簡素化及び明瞭化
令和4年6月1日	(上段続き)	【調査通知事務】 ・転出した納税義務者または死亡した納税義務者の相続人に対して、各種手続きを促す通知書を作成する。 ・転入者が転入前自治体のナンバープレートを持っていた場合、転入前自治体に向けて車両が異動した旨の通知書を作成する。 【窓口事務】 ・住民の各種申請に基づき、異動処理および各種証明書発行を実施する。 ＜中間サーバーにおける事務の内容＞ 情報提供ネットワークシステム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)(以下「番号連携サーバー」という。)とデータ受け渡しを行うことで、符号の取得や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会等の業務を行う。			
令和4年6月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	宛名・口座システム、軽自動車税システム、番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)、中間サーバー	宛名・口座システム、軽自動車税システム、番号連携サーバー、中間サーバー	事後	評価の再実施(R4.6) システム変更
令和4年6月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一16の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) ・第16条	・番号法第9条第1項 別表第一の16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条	事後	評価の再実施(R4.6) 記述の簡素化及び明瞭化
令和4年6月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 1. 番号法第19条7(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(第1欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第2欄(事務)が「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらに法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務」となっているもの。27の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) ・第20条	【情報提供の根拠】 ・なし(情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない) 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第8号 別表第二の27項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報等を定める命令第20条	事後	評価の再実施(R4.6) 記述の簡素化及び明瞭化
令和4年6月20日	II しいき値判断項目 1. 対象人数の時点	平成30年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施(R4.6)
令和4年6月20日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数の時点	平成30年12月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	評価の再実施(R4.6)